令和2年度 第11回 春日区地域協議会 次 第

日時:令和3年2月4日(木) 午後6時30分から

会場:上越市市民プラザ 第1会議室

延べ1時間50分

1 開 会

【2分】

2 あいさつ

【3分】

3 議 題

- (1) 諮問事項
 - ① つちはし保育園及び春日保育園の廃止について

【20分】

- (2) 協議事項
 - ① 地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等について
 - 1) 本日の進め方の説明

【10分】

2) 令和3年度地域活動支援事業の募集要項等の決定

【60分】

(3) その他

4 その他

(1) 次回開催日の確認

【5分】

【10分】

- ① 令和 3 年度 地域活動支援事業事前説明会
 - ▶ 日時 令和3年3月3日(水) 午後6時30分から
 - ➤ 会場 上越市市民プラザ 第1会議室
- ② 次回地域協議会
 - ▶ 日時 令和3年3月 日() 午後6時30分から
 - ➤ 会場 上越市市民プラザの会議室を予定
 - ➤ 内容 ・地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等について
- (2) その他

5 閉 会

上保第758号 令和3年1月13日

春日区地域協議会 会長 太 田 一 巳 様

> 上越市長 村 山 秀 幸 (健康子育て部 保育課)

つちはし保育園及び春日保育園の廃止について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第22号 つちはし保育園及び春日保育園の廃止について ※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

保育園の再配置等に係る計画に基づき、つちはし保育園及び春日保育園の運営を 民間法人に移管するため、公の施設としては令和4年4月1日に廃止することに関 し、春日区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、地域協議会の意見を求める もの。

なお、移管先はつちはし保育園が社会福祉法人みんなでいきる、春日保育園が社会福祉法人上越妙高福祉会を予定しており、いずれも建物・土地は無償貸付、備品は無償譲渡する。



諮 問 内 容

 保育所の名称及び位置等
 华育昕(/)父私, 炒() () 古笔

名称	位置	定員
つちはし保育園	上越市土橋 2455 番地	200
春日保育園	上越市春日山町一丁目3番23号	236

現況

1 廃止する保育所等

名称	廃止予定日
つちはし保育園	令和4年4月1日
春日保育園	令和4年4月1日

諮問内容

つちはし保育園の民間移管後の保育園運営について

1 移管先法人

(1) 法 人 名 社会福祉法人 みんなでいきる

(2) 代表者名 理事長 大島 誠

(3) 所在地 上越市西城町二丁目10番25号

2 移管の時期

令和4年4月1日

3 運営内容

項目	現 状	民間移管後
園 名	つちはし保育園	変更なし
定員	200 人	変更なし
開園時間	平 日:午前7時30分から午後7時 土曜日:午前7時30分から午後5時	変更なし
休園日	日曜日、祝日 12月29日から翌年1月3日	変更なし
特別保育	延長保育、一時預かり保育、障害児保 育、地域活動事業	変更なし
受入年齢	おおむね生後3か月から	変更なし
給 食	自園調理方式	変更なし

春日保育園の民間移管後の保育園運営について

1 移管先法人

(1) 法 人 名 社会福祉法人 上越妙高福祉会

(2) 代表者名 理事長 飛田 尚文

(3) 所在地 上越市下門前1930番地

2 移管の時期

令和4年4月1日

3 運営内容

項目	現 状	民間移管後
園 名	春日保育園	かすが保育園
定員	236 人	変更なし
開園時間	平 日:午前7時30分から午後7時 土曜日:午前7時30分から午後5時	移管先法人と協議中
休園日	日曜日、祝日 12月29日から翌年1月3日	移管先法人と協議中
特別保育	延長保育、障害児保育、地域活動事業	変更なし
受入年齢	おおむね生後3か月から	変更なし
給 食	自園調理方式	変更なし
その他	子育てひろば	変更なし

つちはし保育園位置図



施設写真





外 観 遊戲室

春日保育園位置図



施設写真





外 観 遊戲室

1 募集の要件について(採択方針、補助率、補助の対象外とする事業など)

※表中の★印は、募集要項に記載するため優先的に決定する必要があるもの。

 募集の要件について(採択万針、補助率、補助の対象外とする事業など)						
項目 事前調査における委員の意見	現在の取扱	【見直しの方向】 グループワークの結果 【審議結果】				
採 ・採択方針に記載する8つの項目に優先順位を付けてはどうか。 択 ・個別の条文があるため、前文の「春日山城跡を中心とした豊かな歴史、文化と自然の	[春日区] ・個々の条項に優先度の優劣なし	A 【変更なし】 C で更なし				
方 宝庫を活かし、保存整備を基本とした環境整備のため、」を削除。 "住民が自主的 主体的に取り組む事業"を強調したい。 ★ ・関係項目すべてを網羅し、優先度(重要度)が不明瞭。どんな提案でも何かに該当すようになっている。 ・今までどおりでよいと思う。 [2人]		B 【前文の一部を削除する。】 → 「保存整備を基本とした環境整備のため」をカット (理由)…上記の文言は環境整備を突出して強く印象付ける。具体的に文章に明記しなくてもよい。 C 【変更なし】				
提 対象外 ・営利活動を行う個人が代表を務める団体は支援の対象としない。 案 とする ・プレゼンテーションは必ず行ってほしい。	 [要綱・全市共通] ・政治活動や宗教活動を目的とす	A 【変更なし】 □ 変更なし				
 乗しまする ・プレゼンテーションへの参加を必須とする。 ・プレゼンテーションの参加を義務としていないため多少の不公平感がある ・提案団体は参加を前提としてもらう。 ・全町内から会費の収入があり、ある程度の収入が見込める団体については対象から除外する。 	る団体は対象外 ・営利法人は対象外 ・会計報告: <u>事業実績報告書等に</u>	B 【以下に該当する団体を補助対象外とする。】 □ 変更あり □ 変更あり □ 対対象外とする。 □ 対対象外とする。 □ 対対象外とする。 □ 対対象外とする。 □ □ 対域 □ □ 対域 □ 対域 □ 対域 □ 対域 □ 対域 □ 対域				
・財務状況により(補助なしで)事業が実施可能な場合には、協議会の確認を て審議の対象外とするのが望ましい。 ・公的な機関は補助対象外とする。 ・補助対象事業に関わる会計報告を協議会にすることを約束してもらうこと	プレゼン参加は要請。	【同一団体の補助実績に応じた制限を行う。】				
その他 ・同一団体が繰り返し支援を受けるのはいかがなものか(例:2回目30%、3回目以降50%減額する)。 ・同一団体からの提案を3年程度とする(年数制限を設ける)。 ・提案団体の自立を促すため3回までの提案とする(回数制限は必要)。 ・寄付金で運営する団体が補助を受け、繰越金が増え続けていることについ		(理由)…自立を促すために回数制限は必要という理由。他の地域協議会でも制限を設けている例があり、3回が妥当と考える。 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				
て、考え方を整理する必要もある。 補 補助対 ・町内会からの補助と重複して助成を受けようとする事業 [2 人]	[要綱・全市共通]	│ □ プレゼン参加を要件化 (意図) □ 変更なし □ 変更なし				
助 象外と ・団体への助成が会員個人の利益となる事業 対 するも ・趣味の範囲と考えられる事業	・国、県、市の補助を受ける事業は対象外	B 【以下に該当する事業を補助対象外とする。】 □ 変更あり				
象 の ・同一団体による同一内容の事業が複数年にわたり提案されている。公共性業の意見 ★ の意見 高い長期的な計画の事業は別として、回数制限や、採択回数に応じた補助の制限を設けるべき。		(説明)…概ね補助対象外とするが、どうしても補助を				
・楽器購入に関して、支援事業で補助するのか、市の予算で賄う経費なのか 何度説明を聞いても疑問が残る。音楽部のみが支援事業に提案しているが 他の運動部、文化部が提案してきた時もすべての提案を採択するのか。学 に係る事業に対しては、行政で全市的な基準が必要ではないか。 ・毎年補助を受けている団体については、事業の内容により補助額の減額(4)	一環」としての使用が主となる 備品購入や活動経費は「市が行 う事業」に当たるため対象外。	るが、すべての町内会が提案しているわけではな				
数ごと)を行う必要があると思う(補助を当てにしていて発展性を感じない)。 ・以前に別の補助事業の対象であった事業について、その補助金がなくなっあとに地域活動支援事業に提案することに問題はないか。	じて関係課に所見照会を行って	⇒ 学校の運動部、文化部が行う事業(説明)…上限を決める(学校関係では過去を見ても楽器しか出ていない)(定義、上限)(定義、上限)				
・同一事業は5年間で3回までとし、年度ごとに10%ずつ減額にしてはどうか。 ・総合的、多角的に見て委員の多数が支援に相応しくないとした案件も同様対象外とするのが適当と考える。 ・対象外の事業はないとしているが、委員の共通認識として、目安となる基が必要(営利団体、寺社、学校…)	(実施が適当でない)とされた事 に 業は、提案団体に内容の見直し をお願いしている(市で廃止し	(説明)…野球、バスケット、バレー等。 条件付き(人数に対する条件、中身について項目に				
・今までどおりでよいと思う。		C 【変更なし】				

項目	事前調査における委員の意見	現在の取扱		【見直しの方向】 グループワークの結果	【審議結果】
補助率★		[春日区]・10/10 以内・か。	В	【変更なし】 【活動の種別により補助率を変更する。】 (説明)…種別・補助率については委員全体で話し合いたい。 (理由)…花壇・防災倉庫など自力でやっている町内会もあるし、スポーツ団体においては道具や構成人数も違うため。	 □ 変更なし □ 変更あり □ 活動種別で補助率設定 (種別) (補助率) %
補助対象経費★	象外と・スポーツ団体の提案書における登録料、大会参加費、遠征費用は地域にするもされることのない、団体に所属している者のみが恩恵を受けるものとすので、対象事業とすべきではないと考える。	の事務費、団体運営のための人 件費・事務所費等、団体構成員 の飲食代(作業参加者のお茶 代・菓子代は可)、会議参加者 のお茶代等、金券の発行等私的 な資産形成に当たるものに係る 経費 ・飲食に要する事業のうち補助対 象となるもの ・飲食に要する事業のうち補助対 象となるもの。 代・で不りまる。 でただし、イベントで不特定 多数の方に料理を求めることを 検討) 「春日区」 ・交通費について、昨年度は 1/3、今年度は1/2は自己負担 すべきとして減額した。	В	【品目ごとに補助率を設定する。】 A スポーツ団体・その他部活動 ・登録料、保険料、大会等参加費(負担金) 各 0% 【品目ごとに補助率を設定する。】 A スポーツ団体・その他部活動 ・ユニフォーム等、登録料、保険料、大会等参加費(負担金)、交通費・遠征費、備品購入費% A すべての団体 ・お茶、ドリンク代% 【目安を設定する。】 ・交通費、高速料金 (理由)…不公平感をなくすため。自己負担でできるものは自己負担する。 【品目ごとに補助率を設定する。】 A スポーツ団体・その他部活動 ・ユニフォーム等、大会等参加費(負担金)、交通費・遠征費、備品購入費 各 50% ・登録料、保険料 各 0% A すべての団体 ・お茶、ドリンク代 0% 【目安を設定する。】 ・交通費、高速料金	□ 変更あり □ 変更あり □ ののでは、
上限額★	・概ね100万円を上限とし、例外もあり得るとしてはどうか。	。 [春日区] ・なし	A B C	【変更なし】	□ 変更なし□ 変更あり (内容)
下限額★	・小規模な活動でも提案できるようにするため、3万円にする。 ・今までどおりでよいと思う。	[春日区] •5万円	A B C	【変更なし】 【変更なし】 【下限額を変更する。】 ・3 万円	□ 変更なし □ 変更あり □ 下限額を変更(3 万円)

2 提案の募集・受付、添付が必要な資料について

項目		事前調査における委員の意見	現在の取扱		【見直しの方向】	グループワークの結果	【審議結果】
	収支計	・補助額以外の収入及び会費の明記	[要綱・全市共通]	Α	【変更なし】		□ 変更なし
載	画	・提案事業の収支の全体が分かるように記載してもらえばよいと思う。	・要綱で提案書様式を規定				
事		・団体の活動内容の全体像を分かりやすくしていただくため、提案書の「1 団体等の概要」に記載		В	【提案書の記載ルール		口変更あり
項		する「直近の会計収支決算」の金額と整合性がとれる内容を「2-(8)事業の収支計画等」に記載	・事業提案書に支出費目の優先順		➤ 様式の 2-(4)に事業の		├□ 提案書記載ルールの設定
27		していただく。事業の収支予算全体に占める支援の必要性が分かるような書式としてほしい。	位を記載			等の選定理由を記載(複数の選択	│ │ ├□ 様式に参加予定人数を │
添		(例)【収入の部】①自主財源(会費、繰越金、寄付)、	・「事業提案に係る確認事項」を		肢がある場合)		記載
資		②支援事業費補助希望額 【支出の部】①活動費目(費目ごとに提示⇒遠征費、参加費、登録費等)	添付し、プレゼン参加の意向確 認、優先順位の記載確認を実施		【既存添付資料の修正	1	│ │ └□ 様式に物品等選定理由 │ │ を記載(選択肢がある
料		【文山の部】 ①伯勤賃申(賃申ことに使小一座位賃、参加賃、登録賃等) ②支援事業で補助を希望する費目と金額	前、 愛 元順位の記載確認を <i>表</i> 胞		は、	-	を記載(選択版がめる 場合)
 ★	当年度	・提案団体の財務状況や前年度の決算の内容が明確かつ統一した形式で記載されることで、討議の			▶ 過五の人刊夫根の前	1年代制で1年加	
	予算書	進め方が進展すると考える。基本的な形式を明示して共通の理解を得ることが大切と考える。			【添付資料の追加】		 -□ 既存添付資料の修正
	前年度	・提案事業の歳入歳出額だけでは補助金の必要性が見えにくいので、提案団体の前年度の事業費全			➤ 当年度予算書(また	は中間決算書)	│ │ □ 過去の実績を記載
	決算書	体が分かるものがあれば採択額決定の参考になるのではないか。			→ 前年度決算書		
		・提案団体の前年度決算書及び当年度予算書を提示してほしい。			➤ 補助金の交付を受け	けたすべての年度の収支報告	└□ 添付資料の追加
		・自己資金の拠出状況を把握したうえで補助金額を検討するため、補助金を含めた全体の予算書提			➤ 事業計画書		├□ 当年度予算書等
		出を必須とする。					├□ 前年度決算書
	事業計	・提案団体の事業計画と提案事業の位置づけ、提案事業関連の今後の取組、会費収入の額。				資は税金であるため、詳細な資	├□ 補助金交付を受けたす
	画書					らう必要があるという考え方。	べての年度の収支報告
	過去の	・提案者及び協議会委員の補助金使用に対する認識強化を図るため、添付資料にこれまでの交付実				づき審査することにより透明性	└□ 事業計画書
	実績	績を年度別に記載する書類を追加すると、暦年の流れを確認しやすい。			が得られると考	えるため。	ツ担実団はの各担がまました。
	<i>↔</i> 4 1	・支援事業の補助を受けた年度(すべて)の収支報告も併せて提出していただく。					※提案団体の負担が大きくな り過ぎないよう留意が必
	参加人数	・団体の加入者や参加予定人数を可能な限り厳密に記載することが望まれる。費用対効果を重視するでは、					り 型でないよ 7 田忌か必 要。
	物品等	る発言が多々見られたため。 ・物品購入の場合、グレードがあれば詳しく記入。		С	【提案書の記載ルール	の部中	X °
	の詳細	・			★ 様式の 2-(4)に事業の		
	♥ノβ┼が四	がただきたい。				等の選定理由を記載(複数の選択	
	取下げ	・減額補助となった場合の取下げ意向の有無を記入してもらう。			技がある場合)		
	意向						
	その他	・見積書…交通費等について、毎年の経験をもとに一定の予測に基づき個別の見積書を添付すべき			【添付資料の追加】		
	の意見	と考える。			➤ 当年度予算書(また	は中間決算書)	
		・特にスポーツ関係の登録料や施設使用料、交通費や景品代などの諸経費は、その団体の当初予算			➤ 前年度決算書		
		に計上すべきものだと思う。			➤ 事業計画書		
		・補助希望項目に希望の順位を付けてもらう。					
		・いままでどおり提案団体で費目の優先順位を付ける。					
募		追加ともに3週間(21日間)程度。	_	A	【変更なし】		# # #088 (#2)
集		/20 の 20 日間とする。事前に告知し締切りまでの期間を短くする。		В			·募集期間(案)
期		集については、補助金額が少なくなるため、短縮も可能ではないかと考える。 ブゼッたと思う		С			4月1日(木)~21日(水)
★	• ^ ^ ^ _	ズだったと思う。					(21 日間、3 週間)
_							

3 審査の進め方について

項目	事前調査における委員の意見	現在の取扱	【見直しの方向】 グループワークの結果	【審議結果】
審査の手順・期間	 事業を推進しやすくし、追加募集に備えるため、当初募集の審査・採択を 6/20 頃までに行う。 ・基準がなく迷ってしまった。大島区のように、4 人一組のグループで検討し、検討結果を参考に各委員が採点を行えばよいのではないか。 ・初めてでまったく分からない者にとっては、全体会で発言しづらいため、少人数グループでの話し合いがほしかった。 ・他の区の審査方法を参考に審査の効率化と期間短縮を図る。 (案) ○印は経過日数 (案) ○印は経過日数 (要書を委員に配付 決めておき、意見交換も実施) (型) と表書を委員に配付 (型) お委員が採点、提出 (型) お募員におまた。 (型) お募員が採点、提出 (型) お募員が採点、提出 (型) お募員が採点、提出 (型) お募員が採点、提出 (型) お募員が採点、提出 (型) お募員に結果を送付 (型) 事務局が結果を集計 (型) 事務局が結果を送付 (型) 正副会長と事務局で質問事項を整理協 (1) 協議会で採択審議 (3) 11) 協議会で採択審議 (3) 12) 附帯意見等を付して通知 	[春日区] ・プレゼンテーションを実施 ・プレゼンテーションの前に質問 事項を確定 ・プレゼンテーション後に意見交 換を実施	A 【変更なし】 B	
アンカー制	・なくてもよい。・アンカー制を用いないことでスムーズに進行できたと思う。・アンカー制は、質問内容を文書化して質問しなければならず、低調なプレゼンに終始したが、本年度はその点が改善された。	[春日区] ・過去数年間、アンカー制を実施。	A 【アンカー制をやめる。】 B C 【アンカー制をやめる。】	
質問	・質問数は今年度と同様でよい。	[春日区] ・個別質問:最大5問 ・必要に応じ共通質問を追加	A 【変更なし】 B C C 【変更なし】	
プレゼンテ ーション★	事業内容をより理解するために必要だと思う。提案団体の全体推進者がプレゼンすべき。特に学校後援会の場合、先生がプレゼンするとその事業の必要性のみの力説で、全体が見えない。	[春日区] ・プレゼン開催 ・提案団体に参加を要請(説明者 の指定なし)	B 【変更なし】 [C 【説明者の条件を指定】	」変更なし」変更あり└□ 提案団体の代表者※代表者が出席できない場合の対応を決めておく。
採点★	・「適合性」「配点」「採点欄」の記入方法が理解できなかった。簡素な方法はないか。 ・委員の採点にばらつきが多い(1と5に分かれている評価が多い)し、評価の低い事業が「平均点2点未満の項目がある事業」では甘すぎると思う。評価項目を見直すか、満点が100点になるようにし「評価の低い事業」のボーダーラインをもっと高くすべき。 ・直江津区のように項目ごとに点数差をつけてもよい。 ・採択基準(目安)の個人差大。 ・委員全員が真剣に採点した結果であり、今年度と同様でよい。 ・共通審査基準について … 提案内容を評価するための基準として表現を工夫する。これまでの審査で重要視されたり問題になったことを項目に盛り込んだらよいと思う。採点方法に問題がなければ点数による順位付を尊重できる。 (切り口) 1)費用対効果:投資に見合う効果があるか。効果を分かりやすく説明しているか。多くの住民が参加できるか。多くの住民が要望する事業か。 2)発展性:他の町内、地域、諸団体に応用、展開できるか。発展的ビジョンを持っているか。3)先進性:これまでに無い斬新な取組か。新規事業や特産品・新商品開発につながるか。4)コスト意識:支出に無い斬新な取組か。新規事業や特産品・新商品開発につながるか。 5)計画性、継続性:自主財源も使っているか。将来自立できるビジョンがあるか。提案団体に信頼性、継続性があるか。	 「要綱・全市共通」 ・共通審査基準の審査項目(公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目)及び審査基準(各項目の目安を示す条文)は全市共通。区独自の審査項目の追加や項目ごとの配点の変更、点数化の有無の変更は可。 「春日区」 ・基本審査判定(地域活動支援事業の目的と合致しているかの適否)を省略:提案書提出の段階で地域の課題解決や活力向上を目的として提出しているため。 ・共通審査基準は各5点。 	B 【配点を見直す。】 (説明)…配点をどのようにするかは全体で話し合いたい。 (理由)…支援事業の内容の決め方が具体的になれば配点に反映されるため。現在の配点は見直すべきとしか言えない。 C 【配点を見直す。】 ➤ 公益性: 15点(3倍)	変更なし 変更あり □変更あり □の点を見直す。 (審査項目) (配点等) ・公益性 ・必要性 ・実現性 ・参加性 ・発展性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
団体に所属 する委員の 審査への参加	・提案団体の関係者は採決に参加しないこととしてはどうか。・地域活動支援事業の提案団体の関係者が審査員を兼ねるのは疑問に思う。他の委員の発言の自由性が左右されるし、透明性が損なわれていると思う。	[春日区] ・委員の申し合わせにより、該当する委員は当該事業を擁護する発言、プレゼンテーションへの出席を自粛する。	В	

4

項目	事前調査における委員の意見	現在の取扱	【見直しの方向】 グループワークの結果	【審議結果】
審査の参考	・追加募集に関しても「減額案検討シート」があったほうが考えをまとめやすく、記録として残	_	※随時決定	_
資料	し、類似の提案とも比較しやすい。			
	・追加募集でも減額案検討シートは必要だと考える。			
	・提案数が 5 件以上だったら質問票を作成すべきと思う。			
	・提案数が5件以上だったら減額案検討シートを作成すべきと思う。			
その他の意	・本年実施した方式でよいと考える。	_	_	_
見	・司会者の知見が披歴された場面がいくつか見られたが、可能な限り司会役に徹してほしいと感じ			
	ている。委員の誰も情報がない場合を除き、行司役であるようお願いしたい。			
	・勉強不足のまま審議するのが最も問題だと思う。			

4 採点結果の取扱いについて

項目	事前調査における委員の意見	現在の取扱い		【見直しの方向】	グループワークの結果	【審議結果】
順位	 ・補助額は特に順位にこだわらなくてもよいと思う。 ・審査の参考や補助額の決定について、特に順位にこだわらなくてもよいと思う。 ・共有する基準(交通費の半額自己負担、応分の負担での物品購入等)については、順位に関わらず適用すべきと考える。 	順位がより高い事業が採択され やすく、また、補助額の減額に ついても不利な取扱いとならな	В	【変更なし】		
評価の低い事業	・委員の採点にばらつきが多い(1 と 5 に分かれている評価が多い)し、評価の低い事業が「平均点 2 点未満の項目がある事業」では甘すぎると思う。評価項目を見直すか、満点を 100 点になるようにし「評価の低い事業」のボーダーラインをもっと高くすべき。 【※再掲】	・共通審査基準の審査項目のうち 2点未満の項目があるものを 「評価委の低い事業」とする。 ・「評価委の低い事業」は順位付 けを行わず、協議会で採否を協	В	【変更なし】		
その他の意 見	・本年実施した方式でよいと考える。 [2人] ・順位付けや評価の低い事業の取扱いは本年度の取扱いで特段の問題はないと考える。	_	-			_

5 事業の採否及び補助額の決定について

項目	事前調査における委員の意見	現在の取扱い	【見直しの方向】 グループワークの結果	【審議結果】
不採択の基準	・共通審査基準の平均点の下限を設け、過半数の委員の採点がこれを下回った場合、自動的に不採 択とする。	_	A 【変更なし】 B C 【変更なし】	
採択の実施方法の確認	・決定方法を確認したい。原則は多数決により決定。満額の賛否を問う/減額の賛否を問う…どちらで行うべきか。また、例えば、満額/減額の採決で満額に挙手し、減額に決した場合は、採択額の採決で賛否の意思を表明する必要があるか。	_	A 【変更なし】 B C 【変更なし】	
その他の意 見	 ・審議時間不足、採択基準(目安)の個人差大で客観性は?→個人の主観による採点ののち、多数決による採択(経験者や声の大きい人・意見となる?)で、春日区の皆さんの負託に応えられているか疑問。 ・活動規模(人数)に対しての補助額も考慮すべきであった。 ・今年度と同様でよい。 [2 人] ・すべての案件を確認しながら採否と補助額を決定するのはよいと思う。 ・コロナ禍で行政が助成すべき案件であったか。 			_

6 追加募集の実施について

項目		事前調査における委員の意見	現在の取扱い		【見直しの方向】 グループワークの結果	【審議結果】
追	行う	・配分額が多い地区であるため必要。ただし、残額が少額の場合は、税金(公金)であるため返還も	[春日区]	Α	【変更なし】	□ 変更なし
加		考えるべき。	・当初募集の採択結果を見て、地			
募		・当初提案事業の審査後、速やかに告知し審議日程を調整する。	域協議会で実施の是非を審議し			□ 変更あり
集		・地域の活性化につなげるため、追加募集は実施したほうがよいと思う。	決定する。			└□ 実施する・しないの基
実		・配分残額が 100 万円以上の場合は実施すべきと思う。				準をあらかじめ決め
施		・地域に配分された税金で、有効活用すべきであり、追加募集を実施することでよい。				る。
の	行わな	・行わない。 [2人]		В	【実施する・しないの基準をあらかじめ決める。】	(基準)
有	<i>\</i> \	・必要性を疑問に思う。追加募集での提案は基本的に緊急性がないため、翌年応募すべき。			➤ 残額の割合、金額等	•
無		・当初募集のみとしたほうがよいのではないか。提案者は短期間で提案書を提出し、委員はそれに			(理由)…春日区への配分額を広く使ってもらうた	•
*		真摯に審査する。追加募集を行うことは、減額ありきという考えになるのではないか。			め。	•
		・今年度の追加提案を見て、緊急性のある事業はないため、次年度に提案でよいのではないか。 <u>一</u>				
		<u>定の残額であれば</u> 、追加募集を実施しなくてもよいのではないか。				
		・当初募集分の審査に相当の時間がかかるため、残額の有無に関わらず追加募集は実施しない。周				
		知チラシや市ホームページで前もって告知しており、準備期間は十分にあると判断できるので、				
		追加募集は実施しない。				
	その他	・配分残額の多寡で判断が変わる。		С	【変更なし】	
	の意見	・本年実施した方式でよいと考える。 [2人]				
		・都度審議して有無を決定するのではなく、基本的な原則を確定して判断していくことも、地域協				
		議会の活動を活性化するために重要と考える。				
		・春日区の取扱いを決定する必要があるように思う。				
		※参考 【高田区】提案基準を厳格に定め追加募集は行わない。				
		【三和区】残額が5%を超えた場合に実施する。				
		【私 見】春日区の配分額(1,000万円程度)と採択件数(20件前後)の推移か				
		ら、1事業の平均を50万円とし、これを基準とする。				
		【従来どおり】都度議論して決定する。				

7 その他の意見

項目	事前調査における委員の意見			
その他	・前年度の支援事業実施状況のフォロー…当初の成果を上げたかを委員が確認しなければならない。令和元年			
の提案	家 の事業実施報告を委員に配付願いたい。			
	・過去の購入物品の管理状況把握…物品の管理状況を定期的にチェックするルールが必要だと思う。楽器や太			
	鼓、甲冑、テントなど(消耗品類は対象外)。			
	・地域活動支援事業費の減額:様々な事業の廃止・見直しが行われる状況のため、支援事業の予算も半分程度			
	でよいと思う。			
	・地域協議会委員が連帯して「支援事業を活用した地域全体を活性化させる提案」ができないか、考える			
	があるのではないか。			
	(例)グリーンライン整備、除雪や水害対応、空き家等を活用した高齢者福祉の推進、コンパクトシティへの			
	具体的提案など 「TOTAL NUMBER OF TAXABLE FOR THE PROPERTY OF THE PR			
	・行政の施策で最も重要なことは可能な限りの平等性と認識。現在の審議・採択状況では、区民の負託に応え			
	られておらず、結果説明できない。問題が大きくなる前に本事業を中止したほうがよいのではと考える。			
	【改善策】①町内会長会の意見及び問題点の聴取、取組審議			
	②申請手続きの簡略化(事務局の指導、アドバイスの実施)			
	③役員交代期の研修会の実施(早期に)			
	④採択基準(目安、心得等の非公開版)の作成(分科会の設立) ⑤各委員の採択の責任・重要性の再認識(勉強会ほか)			
	⑥投案団体の資金源化(毎年同じ事業、会費補填…)対策			
	⑦町内共通課題に対する支援(花壇、防犯、交通安全…)を世帯割にして交付			
	⑧事業実施結果の検証⇒次年度への評価(分科会の設立または事務局実施の検証)			
	⑨他地区の採択基準(楽器、スポーツ、設備支援)の違いの背景調査⇒次年度への参考			
委員の	・個人的な感情や誘導するような発言の禁止			
姿勢	- 事業の採否や補助額について発言されない委員がいるが、一応「公募公選制」で選任された背景があるた			
~~	め、事業に対する自発的な発言や、地域自治区制度の意義を踏まえた対応が求められていると思う。			
提案の	・まちづくりと言うにはまちの発展に関係する内容が乏しいのではないか。			
状況	・全体的に地域に根差した事業が少なく残念に思う。			

項目	事前調査における委員の意見
研修等	・支援事業の審査について、最初は何も理解できず苦しんだ。最初の会議の前に詳しい説明があれば、戸惑
	わずに審議に入れたと思う。
	・採択事業について事例発表してもらい、聴く機会を設けてはどうか。
	・地域協議会の設置目的や基本理念、支援事業の役割等を理解し、必要な情報を共有することが委員として
	の第一歩だと思う。そのため、地域を理解する活動や学習、他の地域協議会との連携や先進的な取組の視
	察研修等も、今後の活動全般に寄与すると考える。
	・分からないまま評価するのは無理がある。改選の年は前期の委員の任期を半年伸ばし、新任委員は審査採
	択状況を見て研修する。
	・委員全員で地域を回り意見交換を行うなど、足元の町内会の実情を知ることも必要と考える。
	・共通の決まりごとがなかったため、どう判断してよいのか分からなかった。他の協議会を見学する機会を
-4-1	作ってほしい。
感想	・地域の歴史や文化を尊重し、充実・発展させるという観点から考えてきた。その成果を見極めたい。
	・いろいろな考え方があると実感した。皆さんの意見を聴きながら煩雑でない、公平な審査基準を検討でき
	ればと思う。
	・支援事業の補助金を必要としている団体はあると思う。支援事業では町内会で偏っていると感じた。 ・協議会において意見を陳述する人が少人数(4~5 人程度)に限定されているように感じる。より多くの委員
	・励識云において思えて除述する人が少人数(年~5 人住及)に限定されているように感じる。より多くの委員が意見を述べる方策はないか。
	・全員の意見を聞くことができれば、より充実した会議になるのではないか。
	・支援事業の審査は精神的負担が大きい。公金の使われ方がこれでよいのかという市民目線と、委員として
	事業を採択する立場の葛藤がある。あくまで公金であるので、市全体で整合のとれる事業に補助すべきと
	考える。春日区は配分額が多いため、毎年同じ団体が提案することも多いが、自立を促す結果につながっ
	ていないとのことであるため、少額でも幅広く活用していただける制度にしていかなければと思う。
	・他の区と取扱いが異なっていても、地域の独自性が出せればよいと考える。個人の意見は違って当然だ
	が、皆さんが同じ方向に向かって議論できればよいと思う。
	・審議内容にもよると思うが、地域協議会の会議に参加してとても疲労を感じた。コロナウイルス感染禍を
	考えると長時間の協議は避けてほしい。
	・当初募集の審査・採択にかかった時間が長く(午後2時~8時半)、家族に心配をかけた。

令和3年度地域活動支援事業 事前説明会(春日区) 実施計画 (案)

1 目的

新年度の地域活動支援事業の募集に向けて、制度や提案要項の説明等により、 地域の課題解決や活力向上に資する事業の提案を促すもの。

2 開催日及び会場

・開催日:令和2年3月3日(水) 午後6時30分から(40分程度)

・会 場:市民プラザ 第1会議室

3 参加対象者

- ・春日区内に在住する市民
- ・春日区内で活動する各種団体

4 内容	
(1) 開会	(4分)
・中部まちづくりセンター長あいさつ	1分
・会長あいさつ	3分
(2) 令和 3 年度地域活動支援事業に関する説明	(35分)
・説明:制度趣旨、募集要項、提案書の作成・提出	20 分
・質疑応答	15 分
(3) 閉会	(1分)
・副会長あいさつ	1分
※ 個別相談(閉会後)	

※ 個別相談(闭会後)

・事務局:参加者からの個別相談に対応

5 出席者

- ・春日区地域協議会委員(※ 全委員 or 正副会長のみ)
- ・中部まちづくりセンター職員

6 周知方法

- ・地域協議会だよりに説明会開催を掲載(広報上越 1/25 号に合わせ全戸配布)
- ・各種団体代表者に案内を送付(過去の提案団体等)
- ・地域協議会委員による声掛け ☜ ご協力をお願いします。

令和2年1月14日

上越市長 村山 秀幸 様

春日区地域協議会 会長 吉田 幸造

春日区における冬季の通学路の安全確保について

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、「安全・安心に 暮らせる春日区とする方策について」を自主的に審議した結果、現状の課題と改善策を 下記のとおりまとめましたので、提出いたします。

記

当協議会では、平成 29 年度から、地域の安全・安心の確保を自主的な審議テーマの 一つとし、調査と議論を重ねてまいりました。

春日区には、狭隘な生活道路や踏切など、交通事故の危険性が高いと考えられる場所が複数あり、安全・安心に暮らせる地域とするためには、このような交通危険個所の安全対策を着実に進めていくことが必要であると考えております。

このことから、地域住民の意見や現地の確認により交通危険個所を4か所選定し、安全対策の必要性やその具体策について検討を行ったうえで、先般、当該交通危険個所に係る市の対応状況について聞き取りを行ったところであります。

その結果、選定した4か所のうち、1か所については、すでに事業化され整備が進められているほか、2か所は、関係機関への要望や対策の検討が行われていることを確認いたしました。

つきましては、市の対応が予定されていない1か所について、危険な状態が放置されることにより事故が生じることがないよう、以下のとおり検討をお願いいたします。

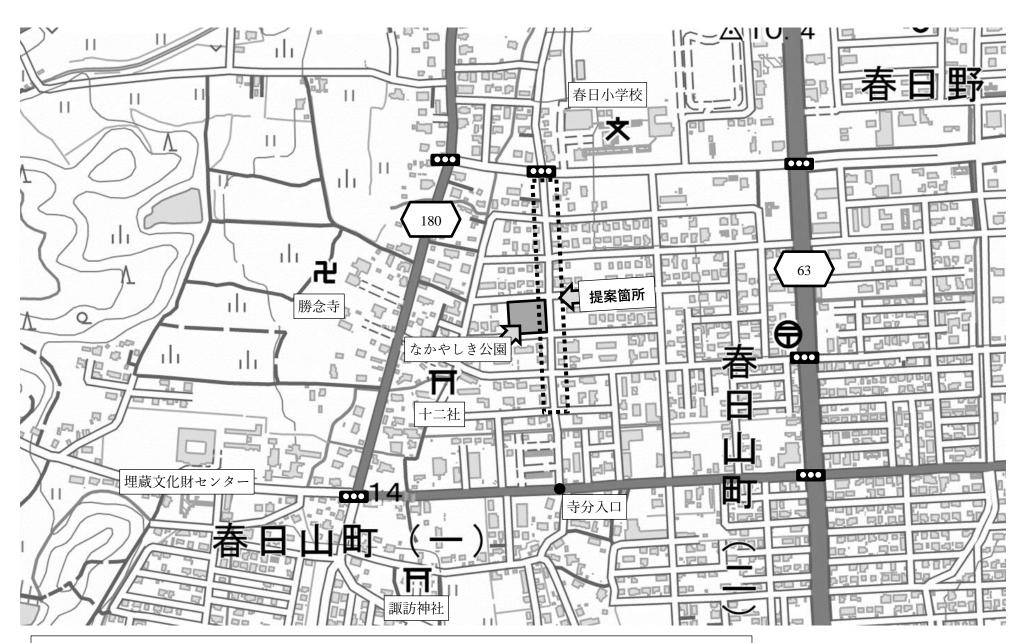
○ 冬期間における春日小学校正門南側通学路の歩道確保

春日小学校正門南側から中屋敷公園に至る道路(別紙1)は、降雪期は歩道が雪に埋まるため、児童や住民は車道を歩くことになり、非常に危険な状態にあります。(別紙2)

当該歩道除雪については、地元町内会から市に要望が行われたとのことですが、歩 道除雪機が作業するために必要な幅員が足りないという理由で、対応は行われていま せん。

しかしながら、当協議会において歩道の幅員を計測したところ、側溝の外側から植栽までは 1,500mm あり、除雪幅 1,000mm 前後の除雪機であれば、除雪は可能であると考えられます。(別紙 3)

また、除雪幅の広い除雪機を使用する必要がある場合は、歩道の植栽を伐採することで、側溝と歩道を合わせ、少なくとも 2,400 mmの幅員を確保できると考えられることから、植栽の伐採による歩道幅員の確保と歩道除雪の実施を提案いたします。



【地図の出展】国土地理院ウェブサイト

URL: https://maps.gsi.go.jp/#17/37.145728/138.225206/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1

・地理院タイルを加工して作成

春日小学校正門南側通学路の状況 (積雪期・積雪期以外)

撮影:2018年2月28日、9月19日 春日区地域協議会 安全安心分科会

○ 積雪期 (2018年2月)

積雪期の 児童の通学時の写真① 積雪期の 児童の通学時の写真②

積雪期の 児童の通学時の写真③ 積雪期の 児童の通学時の写真④

○ 積雪期以外 (2018年9月)

積雪期以外の 児童の通学時の写真

春日小学校正門南側通学路の幅調査

作成: 2019年10月23日

春日区地域協議会 安全安心分科会

(通学路の状況)

①南側歩道

歩道の幅:1850mm 排水溝の幅:600mm

排水溝から植栽までの幅:1650mm

幅1650mm

②中間のゴミ集積所付近

歩道の幅:1700mm 排水溝の幅:730mm

排水溝から植栽までの幅:1500mm



③北側(小学校側)歩道

歩道の幅:1950mm 排水溝の幅:500mm

排水溝から植栽までの幅:1650mm

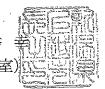




上雪第1802号 令和2年1月23日

春日区地域協議会 会長 吉田 幸造 様

上越市長 村 山 秀 等 (都市整備部道路課雪対策室)



春日区における冬季の通学路の安全確保について(回答)

令和2年1月14日付けで提出のあった標記の意見について、下記のとおり回答します。

記

貴地域協議会におかれましては、地域の安全・安心の確保について、平成29 年度から3年間に渡り調査、ご審議いただきましたことに感謝申し上げます。

春日小学校正門南側の市道(市道春日山町大豆1丁目区画線)の歩道除雪につきましては、歩道幅員が狭くまた街路樹もあることから除雪機械が入ることができないため、従来は車道の路肩部分を拡幅除雪することにより歩行空間の確保に努めてきました。

このたび貴地域協議会から街路樹の伐採による歩道幅員の確保と、歩道除雪の 実施をご提案いただいたことを受け、今後、街路樹の持つ景観や緑陰等の効用と 歩行者の安全確保について、地元町内会の意向を改めて確認し、歩道除雪の実施 について検討してまいります。

